

96-J-8

ハイエクの「自由銀行業」論
—— 信用進化への反革命 ——

大黒弘慈
東京大学経済学部

1996年3月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられる。

ハイエクの「自由銀行業」論

－信用進化への反革命－

大黒弘慈

1 ハイエクの「自由銀行業」論

1-1 数量説批判としての「自由銀行業」論

1-1-1 ケインズと手を組むハイエク？

1-1-2 「中立貨幣」からの離脱と復帰

1-2 「競争」という名の管理

1-2-1 通貨競合の原理

1-2-2 「貨幣の価値」と「貨幣の定義」

1-3 信用進化への「反革命」

1-3-1 貨幣と信用の階層性

1-3-2 「自由銀行業」論の人為性

1-3-3 “理念”としての「自由銀行業」論

※本稿は、「中央銀行論と貨幣数量説－ハイエク・バジヨット・マルクス－」の一部として構想されたものであり、この後に「2 バジヨットの『単一準備制論』」「3 マルクスの『中央銀行』論」がつづくはずである。

1・1・1 ケインズと手を組むハイエク？

ハイエクのいわゆる貨幣発行に関する自由化論は、「独占の排除と競争の活性化」というその実践的なマニフェストとしての性格もさることながら、その理論的な含意としては、「貨幣数量説」批判が意図されていることが、忘れられてはならない。

それは、「貨幣の定義」と「貨幣の価値」をハイエク自身がいかに考えているか、ということに深く関わっている。ハイエクによれば、数量説的発想の根底には、「一定の地域内においてはただ一種の貨幣のみが存在すべきであり」、「その同一単位で数えて貨幣というものの量が確定されうる」（97）という前提があり、通貨競合論はこの前提をこそ批判するというのである。つまり、数量説には、恣意的な貨幣把握と、操作的な貨幣量操作の意図が伏在しており、通貨競合論は、これに対して、「貨幣と貨幣でないものとのあいだには明確な区別はなく」（62）、「貨幣は自生的なものだからマクロ的な集計量はいみを持たない」ということをなによりも重視するわけである。

ここでは、数量説的発想を枠付ける看過できない要因として、「中央銀行券の単一性」が攻撃目標とされているのであり、新自由主義の旗印のもとでは手を組んだフリードマンが、中央銀行を自明の前提とする限りで、ここではケインズとともに論難の対象に据えられることにもなるのである⁽¹⁾。

しかし以上の批判に限られるならば、独占的な通貨流通を前提にしたうえでも同様に指摘しうることである。実際ハイエク自身も、「この場合〔通貨独占の場合〕でも、各種の形態の貨幣および流動性の程度が異なる貨幣代用物に対する需要につねにかなりの相違があるために、この考え〔総流通額の確定〕は決して完全にはあてはまらない」（98）と述べている。つまり、貨幣というものの外延が恣意的に枠取られてしまうのは、必ずしも通貨独占という制度に還元できるものではなく、それを一挙に通貨競合制度で乗り切ろうとするのは、制度の問題と認識の問題とをはき違える「カテゴリーミス」だといわざるをえない。

しかしハイエクには、「中央銀行券の単一性」に還元し尽くすことのできない、数量説固有の発想を、別途さぐり出そうとしている態度が見て取れるのであり、通貨競合論の評価に際しては、このことが留意されねばならない。

ハイエクによれば、「貨幣量というもの」と「物価水準というもの」との間の単純な結

びつきを主張することを正当化する根拠はフィッシャー型の数量説の枠組みにこそある

(100). これに対してハイエクは、各種の通貨に対する「個人の選好」をこそ重視するのであり、「多数通貨制度においては、貨幣需要量というようなものは存在せず、異なる各種の通貨に対する異なる需要がある」(99) (なぜなら、相互に代替的でない個別の需要を一つの額には合算できないから) ことこそが、「決定的」である、というのである。

つまり、「総貨幣量が一定に維持されること、あるいはそれが一定割合で変化すること」は、かならずしも「安定した物価水準と高く安定した雇用水準」を満たすものではなく、却って「人々が自らの変化した流動性選好に自らの現金残高を適応させる」ために「貨幣の供給がかなりの弾力性をもつ」ことこそが重要である。「地域的な独占発行の場合でさえも、まして競争発行の場合においては、貨幣を管理することによって予定された一定の流通貨幣量を目標とすることはできない」(104)のである。そしてハイエクは、流通貨幣量に法的な制限を置くことを提案するフリードマンに対して次のように苦言を呈するのである。

「このような規則のもとで、もし流通現金の総量が上限に近づき、そのためにいつかは増加した流動性要求が満たされ得ないであろうということが判明するようになったならば、どういふことになるのか私は経験したくない。」(105)

ここには、貨幣需要量一定の前提のもとに、通貨供給量に関する機械的ルールをとくフリードマンを斥けて、ケインズとともに「流動性選好」の不可測性を認め、そのつどの「裁量」を重視する視点がある⁽²⁾。しかしその「裁量」は個別の貨幣発行者において発揮されるものと見られており、そして何よりも問題なのは、個別銀行において各々発揮される「裁量」の判断の拠り所を検討することのうちにハイエクがそれと知らずに、やはり数量説的発想に再度陥っているらしい、ということなのである(⇒次節)。

⁽¹⁾ ハイエクは、統計的な集計量・平均値によりかかる「断定」を斥けることにおいて自らがケインジアン・マネタリスト論争の外に立っていることを強調している。

⁽²⁾ 単一準備制を前提したバジョットの次の言葉の引用において、ハイエクが素朴に「自由銀行業」論を提唱しているわけではないということまではわかる。「感応的な状態にある英国の金融市場においては、準備金が法的限度に近くなることは、パニックへ

の確実な誘因となるであろう。すなわち、もし三分の一が法律により固定されているならば、各銀行が三分の一に接近する時には恐慌が始まり、それはたちどころに広がるであろう」。たとえば後述するように、グッドハートはこうした視点から、ハイエク・フリードマンvsケインズ（新自由主義）、あるいはフリードマン・ケインズvsハイエク（反・集計量）といった対抗軸だけでなく、ケインズ・ハイエクvsフリードマン（反・機械的ルール）という対抗軸の可能性さえ示唆している（『中央銀行の進化』）

1・1・2 「中立貨幣」からの離脱と復帰

かつてハイエクが『貨幣理論と景気循環』を書いたころ、彼は「安定貨幣」論者としてのケインズと対比して、「中立貨幣」論者として遇せられていた。その当否はともかく、ハイエクは『貨幣の非国有化論』においては、他ならぬ「中立貨幣論の虚構」を指摘する側にまわるのである。すなわち、「個人の各計画の完全な一致という観念は、完全均衡市場の理論モデルが、間接交換を可能にするのに必要な貨幣は、相対価格にはなんら影響を与えないという仮定から引き出したものである」（117~118）が、このような「中立貨幣」の仮定は現実の世界とは決して一致することのない完全に「虚構の世界」である。したがって「現実の貨幣はつねにこのような意味で中立ではありえないのであり、われわれは避けえない誤りを敏速に訂正するような制度で満足しなければならない」（118）というわけである。

「避けえない誤りを敏速に訂正する」ような「裁量」の余地の許容は、実物経済の自動的均衡に対して、貨幣が外から攪乱作用を及ぼすことのないようにとの配慮から、貨幣量（=信用量）を一定にするという、「中立貨幣」に特徴的なある種の「機械性」からの脱却を予感させる。しかし、ハイエクは「中立貨幣」論的な発想から完全に脱却しているだろうか。たとえばハイエクは、公衆の大部分が同時に、彼らの資産を以前よりもより高い流動的な形態で保有することを望む場合には、彼らの保有する流動資産の価値の増加だけでなく、保有できる額の増加が一層重要である、と指摘しながらも次のように述べる。

「より多くの貨幣が適当な流動性を確保するために必要であるということから、より多くの貨幣に対して見せ掛けの需要が生じることを懸念する必要はない。各通貨にとって必要な額というのはつねにつきのような額である。すなわち、一定であることになっている商品『バスケット』の総価格を増減させることのないように、各通貨が発行されあ

るいはその流通が保たれるのに適合した額である。このルールによってさまざまに変化する『取引の必要』を満たすための全ての本物の需要がまかなわれるであろう」（120）

「取引の必要」ということばから銀行学派にいわれる「流通必要量法則」が容易に連想されてはならない。それは実物的な取引に根ざした真正手形を割り引いてさえいけば、還流法則の作用によって信用貨幣はおのずと「流通必要量」内に収まると説く「銀行学派」よりは、「流通必要金量」を事前に設定し、発券額をこの金準備の変動によって規制しようとする「通貨学派」により近いのである。いかに「銀行学派」が通貨当局からの規制を不要とし、逆に「通貨学派」の方が通貨当局の規制を不可欠のものとしていようが、他ならぬ通貨学派の「発券規制の原理」そのものが、通貨競合論における各発券銀行の「ルール」のうちにそのミニアチュアとして再現しているのである。相互に競合する銀行は受動的に「流通必要量」を受け入れるというよりは、ある商品「バスケット」にしたがって「流通必要量」を設定してやり、それを反映する貨幣量を外的に操作することを旨とするわけだから。

ここには中立貨幣論＝通貨学派＝貨幣数量説に特有の、貨幣蓄蔵無視、反映的貨幣価値観、事前的な貨幣量設定といった諸要因が依然としていきているのである。

1・2 「競争」という名の管理

1・2・1 通貨競合の原理

ここでハイエクの貨幣発行自由化論の要点を整理しておこう。まず、個々の機関は、国境にとらわれることなく、個々別々の貨幣単位で、紙幣を発行するか、小切手勘定を設けるという自由を持つが、この通貨名称は、銘柄・商標の様に不正使用・偽造から保護される。ハイエクは「ダカット」という架空の登録名称をもつ通貨をひな型として設定している。各銀行が引き受ける唯一の法的業務は他の通貨との交換レートを公表し、要求があり次第その交換に応ずることであるが、この交換レートはそれ以上は下落しない最低限度の意味を込められている。それに現実性を与えるのは、ダカットの購買力がほとんど一定に維持されるように、「その数量を規制する」という、交換レートと同時に公表される各銀行の態度表明である。そして通貨価値の一定維持をさらに補強する基準として、その時々「正確な商品等価物」が指定される（46）。この制度の基礎として、経済過程の安定性

という観点からも最適なのは、原材料価格の集合体と卸売価格の安定であるが、注意を要するのは、公衆の示す選好の変化にしたがって、商品基準の構成を変える権利を各銀行が同時に保有しているということである。

ハイエクはこうした制度が、過去に自らが提唱したどの制度よりも、いかに現実的でありまた優れているか、ということを強調する。たとえば固定為替相場制は、政府独占のもつ自由裁量的な権力を抑制し、貨幣発行機関に対して不可欠の規律・制限を課すという意味で、ハイエク自らが一貫して擁護してきた当のものであるが、それは発行規制を自動的なものとすることによって恣意的な貨幣量操作の機会を奪う代わりに、政府が容易にこれを破ることを防ぐことができないという弱点を持つ。それは、金と兌換可能な通貨価値の安定性が、金の価値から派生したものではなく、はじめから制度上の保証によって、つまり、ただ通貨量の自動的な規制を通じて通貨を金と同じ価値に維持するという、外的装置によって可能となっているにすぎないことを想起するだけでよい。金は錨であるが、つねに政府による詐欺行為にさらされた「非常に不安定な錨」(157)なのである。

また、多種の原材料や基準商品を貯蔵するという「商品準備本位制度」は、通貨単位の兌換可能性とこれによる通貨の安定性を目指した「魅力的な計画」であったが、貯蔵に多額の費用がかかり、商品集合体が非常に少ないときにのみ実現可能なものなので、非現実的である⁽¹⁾。

こうしてハイエクは、「良い貨幣」の供給においては、政府も、金も、そして商品との交換可能性もあてにならないとするのである。そして自由企業の競争こそが問題を解決する唯一の手段であると結論する。しかし「競争」の意味こそが問題である。ハイエクによれば、競争とは、「発行機関にそれらの通貨の価値を（公示された商品集合体を基準として）一定に維持することを余儀なくさせる有効な制約」としてはたらくものであり、それによって「独占機関から管理権を奪いそれを民間企業に委ねる」ようなものである。

ハイエクは、「競争」は、通貨を公示された商品（ないし金）に交換するという「義務」よりも有効であり、さらに貴重な原材料の集積と「準備」よりも安価だという〔競争 > 義務 > 準備〕。しかし、ハイエクのいう競争とは、「通貨の購買力が一定に維持されるように、その発行を彼が規制し続けるであろうという公衆から与えられる信認」をめぐる「競争」のことであり、ハイエクの場合、それは同時に、いつでも要求払預金を現金に交換する「義務」の遂行可能性に対する信認に基礎をおく。さらにそれは、二次的な預金銀行の放縱な信用創造を牽制するように寄生通貨に課せられた「100%準備」に対する信

認にさえ基礎をおく、とされる〔競争⇔義務⇔準備〕(49)。

つまり、ここにも「商品準備制度」の発想が受け継がれ、規範的に選び取られた商品群を反映する限りでの貨幣量が問題にされているのであり、さらに寄生通貨を介してではあれ「100%準備」が復位することで、ここでもまた「信用創造」をできるだけ規制し、貨幣の資本機能を見捨てるハイエク固有の「中立貨幣」論的発想が形を変えて蘇っているのである。なるほど兌換可能性よりも数量規制のほうがより「信頼」を獲得すると捉えられているとはいえ、「競争」の名のもとに、実は通貨の価値と通貨量の増減とを結び付けつつ通貨量を規制する「管理権」が「独占機関から民間企業に委ねられた」にすぎないのである⁽²⁾。

問題はまさに、①私的企業としての各銀行が、そのような「自己規制」をつねに受け入れられるだけの準備があるのかどうか、ということにある。なるほどハイエクはスミスに仮託して「良い貨幣は慈悲心ではなく利己心からのみ得られる」(195)と説くことで、そのような「自己規制」が実は利己心に裏付けられていることを強調している。つまり、各銀行は、公衆が通貨の価値が一定に維持されるであろうという期待をもちつつ過剰な発券を監視していることを「知っている」のであり、その期待を裏切ることなく、自行の通貨を受け入れられ易くするという「利己心」を満たすために通貨量を統制するというわけである。

しかし、公約どおりの遂行ということ以前に、②そもそも発券量その他に関する情報を開示するインセンティブは各銀行においていかに担保されるのか、という問題が残る。あるいはこれも、正確な情報開示を渋る銀行の通貨に対しては公衆からの選別がかかるという「市場の規制」を通して、各銀行がそうせざるをえないように仕向けられる、ということなのかもしれない。

しかし、公衆の側は、情報が正確に開示されたとしても、③はたしてそれを選別する能力を保持しているか、あるいは能力をもっていたとしても、④各通貨の発行の「過剰性」をいかにして知りうるのか。⑤知りえたとして、つねに各通貨の下落を各通貨の過剰発行と結び付けて理解するのか、⑥理解するとして、価値下落したからといって通貨受領を拒むことになるのか、といった可能性は依然として問われていない。むしろ情報収集コストに関わるコスト削減という、より理に叶った行動の結果、余程のことが無い限り公衆は貨幣選択の労を省く、というのがより実態に即したとらえ方とはいえないか。その場合には公衆は、銀行一般の安全性に信認を寄せるだろうし、危ない時には全般的な危機感を抱くことになるだろう。そうした時に、つまりそうした公衆の行動が予期できる限りにおい

て、⑦各銀行が却って投機的過剰発行に向かう可能性を、あらかじめ排除しておくことができるだろうか。

また、⑧仮に公衆が、特定の通貨の安定性を識別しえたとしても、そのために却って当該通貨を投機的に需要する傾向が出てくるという可能性を、いかに排除することができるのか。その際にも各銀行は、利己心にもとづいて発券を統制する責任を保持しつづけるのであろうか。

概して、ここには公衆の選択能力という「理性」に対する無根拠な「信頼」と「決めつけ」がある。あるいは、こうした公衆の「性向」が必ずしも「自生的」ではないことを自覚していたからこそ、ハイエクは公衆に対する「啓蒙」の重要性を認識していたのかもしれない。いずれにせよ、この制度の成否は、ハイエクの考えがいかなるものであろうとも、それとは別に公衆が貨幣ないし貨幣の価値をいかに把握しているのか、ということにいつにかかっている、といわざるをえない。

(1) ハイエクは『貨幣国家主義と国際的安定』（1937）では「同質的国際通貨制度」つまり「金本位制度」を、また『個人主義と経済秩序』（1960）では「商品準備本位制度」を提唱し、これらを経て「通貨競合論」に至っている。ただし「通貨の選択」（1976 a）『貨幣の非国有化論』の1版（1976 b）・2版（1978）、「貨幣の市場基準」（1986）の間でも相互にその主張内容が異なっている。しかし、信用創造の事前的抑制ないし無化という思想は初期から一貫していると思われる。（⇒グッドハート・山本）

(2) 後述するが、ハイエクには（銀行学派を含む）インフレ主義的な「自由銀行業」論者と自らの間に一線を画するという自覚がある（iv, 128）。「彼らは皆より多くの貨幣を欲しいがために自由発行を煽動した。…彼らは…独占は貨幣供給の過剰と結びつくというよりは、むしろ不当な制限と結びつくものと信じていたのである」。しかし、この自覚にもかかわらず、逆にハイエクが、「競争」と「正当な制限」との結び付きを信じている点こそが問題である。

1・2・2 「貨幣の定義」と「貨幣の価値」

「理性の限界」を説くことに余念のないハイエクが、他方で、公衆の「理性」に対して過度の期待を寄せていると思わざるをえないのは、たとえば次のような叙述を発見するときである。

「『貨幣錯覚』，すなわち，貨幣が不変の価値を表すという信念は，貨幣価値の変化についてなにもすることができないかぎり，その変化を心配するのは無益であるという理由からのみ生まれたものである。ひとたび人々が選択の自由をもてば，彼らは利用しうる種々の通貨の価値のさまざまな変化について大いに意識するようになるであろう。貨幣は監視される必要があるということがいわば共通の認識となるのであろう」（137）

しかし，「貨幣が不変の価値を表す」と人々が「信じている」限りで貨幣の価値は安定なのであり，ひとたび彼らがそれぞれの貨幣の価値を大いに意識し，比較考量をたえず怠らないようになれば，貨幣は忽ちにしてその安定性を欠くようになる。人々は「なにもすることができない」から選ばないのではなく，「選択の自由」をもっているにもかかわらず，あえてそうしないのかもしれないのである。

ハイエクは，われわれは多くの価格が変化したにもかかわらず貨幣の価値だけはほぼ一定にとどまっていると感じる，と指摘しながら，われわれが安定した「価値」という言葉を貨幣それ自体に適用する時に意味することは，大部分の商品価格が一方向に変化する傾向がない限りにおいてである（87），として貨幣の価値をあくまで商品の価格との相対的關係においてのみ捉えようとする。しかし，貨幣の価値が（その数量いかんで）目まぐるしく動くとき悟った瞬間，それはすでに「商品」として扱われているのであって，もはや貨幣としての資格を失っている。貨幣はその他の商品との相対的關係の中で，そのつど評価の対象となるようなものではなく，通常は，自覚されないままに，それを基準に商品どうしの比較考量を行う際の「不在の中心」として機能するのであり，その意味で他商品との比較を絶しているものなのである。ハイエクの提案は，このような貨幣の常態を揺さぶり，貨幣から貨幣性を奪い去ることによって，貨幣を常に「危機的狀態」において眺めよ，つまり，その意図に反して，貨幣ないし貨幣の価値を不安定化せよ，といているに等しいのである（⇒次節参考）。

たしかにハイエクには，貨幣の魅力はそれが「高価」でありつづけることにもとづくのだから，貨幣というのは競争によっては安くならない唯一のものなのである（128）といった見解も見える。しかしその意味するところは，商品と違って貨幣の場合は，競争を通じてわれわれが数量統制を行うだろうから，ということなのである。価値に関わる原理そのものに関しては，需給原理を介した数量説というかたちで，貨幣は依然として商品と区別されないままなのである。

1.3 信用進化への「反革命」

1.3.1 貨幣と信用の階層性

ハイエクが「金本位制」ないし「固定為替相場制」や「商品準備本位制」から「通貨競合制」へと自らが理想とする貨幣制度を変えていったのに比例して、彼の関心が経済学から社会思想あるいは歴史へと移行していったことは、しばしば指摘されるところである。実際ハイエクは、自らの自由銀行業論の正当性を、バジョット『ロンバード街』で言及されている「多数準備制度」や19世紀スコットランドで実際に行われていた「自由銀行業」に求めている。しかしそれと同時に忘れられてならないのは、貨幣の独占と濫用がいかに古いものであり、不当にも公衆に押しつけられ続けてきたか、ということハイエクが歴史に範を求めることによって暴こうとしていることである。

それによれば、貨幣に関する政府の独占権は、当初金属鑄造の独占権にすぎないものとして、紀元前6世紀のリディアのクロイソス王以前にまで遡るものであるが、その鑄造特権はローマ皇帝たちの治世下でしっかりと確立され、さらに中世の時代においては君主の主要な収入源として君主特権の最も重要なものとなり、利得の源泉のみならず権力の手段の本質的な要素として国民にその絶大なる力を知らしめる象徴として作用したのであった。貨幣の価値を与えるのは政府の行為であるという、この中世の時代に生まれた迷信は、現代にまで引き継がれており、それどころか貨幣の材質が金属から紙幣に転化するに及んで、貨幣発行の独占はたんなる「悪」から「救いがたい災い」となるまでにいたった(17)というのである。

しかしその災いを奇貨として、ハイエクは紙幣の方が金属よりも「政府が扱うのに適しないものであり」(11)むしろ通貨競合制に似つかわしいことを指摘する。つまり、名目貨幣の量をその価値が望みどおりに動くように統制し、その受領性と価値を維持することは「政治的には不可能」かも知れないが、技術的にはむしろ名目貨幣においてこそ可能なので、しかるべき制度を保証してやることが不可欠である(17)、というわけである。

こうしたハイエクの行論のうちに陰伏的に炙りだされるのは、第一に独占による貨幣の単一化が専ら国家の強権とむすびつけられ、当初より公衆の利害に対抗するものとして扱われていること。第二に貨幣の進化は、材質の変化にともなって独占的単一性から競争的多数性への必然性をもつと考えられていること、そして第三に、このような思想がなによりも歴史的な視角から行われているということである。

しかし歴史的な順序はどうあれ、論理的な順序こそが問われなければならない。

たとえば、悪貨は良貨を駆逐するという自然傾向のために、「貨幣ほど競争作用に委ねるのに不適當なものはない」（ジェヴォンズ）ので、政府による貨幣供給独占が必要である、と考えるのは「グレシャムの法則」の誤解による、とハイエクは「グレシャムの法則についての混乱」と題する節でいう。つまり同じく異種類の通貨が競争していても、固定された交換比率が法律によって強制されていれば、「悪貨が良貨を駆逐する」が、可變的な交換比率があれば、逆に「良貨が悪貨を駆逐する」。したがって貨幣を競争にさらせば、つねに「悪貨が良貨を駆逐する」と考えるのは誤りである、というわけである。このこと自体は正しい。しかし問題は、可變的な交換比率の下であれば、つねに「良貨が悪貨を駆逐する」という「撰銭の原理」が貫かれるか、ということにこそある。

「グレシャムの法則」と「撰銭の原理」とは交換比率の不変・可變いかによる平面的な対抗原理であるというよりは、むしろ制度いかによらず自生的に階層化した論理的・垂直的な補完原理を相互に形成していると思われる。両者はいずれも貨幣流通にかかわる原理であるが、公衆自身が貨幣の「商品」としての性質をどこで考慮するか、ということに関して微妙な違いがあるのである。たとえば「グレシャムの法則」でいう「悪貨が良貨を駆逐する」という言葉の真の意味は、良貨が悪貨よりも商品として好まれて流通から引き上げられ、その結果として悪貨が流通界に投げ出されてしまう、ということである。つまり「グレシャムの法則」では、個々の貨幣の「貨幣性」は何ら疑われず皆ひとしなみに受け取られ、受け取られたあと（ $G-W$ ）の選択基準として「商品性」の差が注目される。あるいは一律の貨幣性（名目価値）とすり減った商品性（実質価値）との差をかすめ取るために、受け取る際には選択が控えられる。そこでは「貨幣」としての貨幣と「商品」としての貨幣とが、受け取る前と受け取った後とで截然と区別されているのである。

しかし、「撰銭」においては貨幣の「貨幣性」に対する信頼がつねに動揺している。これは「貨幣」としての貨幣と、「商品」としての貨幣が未分化のまま截然と区別されていないことにもとづく。つまり受け取る前に（ $W-G$ ）、「商品」としての貨幣のみが評価対象になり、この点で劣る貨幣が受け取りの際に忌避されるわけである。

いずれにおいても公衆は悪貨から逃れるように努めているのであるが、撰銭においては、受け取る前に忌避されるから流通しないのに対して、グレシャムの法則では、一応は受け取るけど投げ出すから流通してしまうわけである。

この両原理は、「撰銭」が第一階の慣習をなし、「グレシャムの法則」がその忘却の上

に第二階の慣習をなすという形で、いわば論理的に階層化しているという関係にある。つまり政府の改鑄による被害が無視できないほど大きくなると、やがて公衆がそれに気づいて悪貨を事前に忌避するようになる、というかたちでいつでも「撰銭の原理」が復位する側面があると同時に、公衆は貨幣選択にともなう複雑性を貨幣受領前において縮減し、できるだけ単一の貨幣を求めようとする、つまり「グレシャムの法則」が成り立つような局面にたえず移行しようとする傾向があるのである。

ハイエクは貨幣選択においてなによりも「信頼」の要素を重視するが、それは貨幣の「商品性」をめぐる競争を媒介にしている限りで、むしろ「不信」と隣り合わせである。たとえばハイエクは次のようにいう。

「日常の取引において一種類の貨幣のみを扱い、そして使い慣れている種類の貨幣以外のものを用いることの利点をその時々には考慮しなくてもよいという便宜さのために、周期的なインフレと不安定性という形でどれだけの代償をはらっているか、このことを公衆が理解するならば、この代償がはなはだしく過大であるということがたぶん分かるであろう。というのは、経済の円滑な流れを周期的に乱すことのない信頼に足る貨幣を用いる機会の方がこの便宜さよりもはるかに重要であるからである」(11)。

たしかに不安定性が便宜さを凌駕するかぎりでは、信頼に足る別の貨幣を選択することは必然であろう。しかし公衆の常態はむしろ、「安定性」を求めるが故に他の貨幣の可能性を考慮しなくてすむ「便宜さ」を追い求めるのであり、なによりも「便宜さ」を「信頼に足る貨幣」の指標と考えているのである。ハイエクはメンガーによりつつ、貨幣の「流動性」とその価値の「安定性」とはトレードオフの関係にあり、末端においては流動性（受領性）が減少して貨幣でなくなる「一連の客体」がある(65)、というが、しかし周辺部に位置するそのような「貨幣」は、いかに価値が安定していようとも、もはや商品であって貨幣ではないのであり、商品としては信頼されても貨幣としては信頼されていないといふべきである⁽¹⁾。あるいはハイエクは、競合する通貨を限られた地域における対人信用の如きものとして発想しており、匿名的な「本来の」貨幣に想到していない⁽²⁾。

⁽¹⁾ ハイエクは貨幣は「形容詞」的だというのが、この点においてむしろ「名詞」的だといわざるをえない。

(2) 局所的な受領性から一般的な受領性へと受領性が拡大するにともなって、貨幣の商品性にもとづく合理的な選択から、選択を省略した慣習・模倣にその流通根拠が移るという事情については丹後愛二郎『貨幣選択の原理』，山口重克『経済原論講義』を参照

「信頼」は、たえざる選択にもとづく私的な信頼から、選択を省略する一般的な信頼へと進化するものであり、ことに貨幣流通に関わる「信頼」は、バジョットもいうように、そのつど立証しなければならないような（そしてその時にはすでに信頼は失われているのであるが）ものではなく、人々が暗黙のうちに行うような「忠誠心」のようなものである⁽¹⁾。したがって、私的貨幣の信頼度を政府貨幣の信頼度の上に置くハイエクの見方は、公衆の側におけるこのような「信頼」の「自生的」進化を無視して、逆のベクトルを対置する「反動的」試みだといわざるをえない。

⁽¹⁾ フランケル『貨幣の哲学』(54)，バジョット『ロンバード街』(79) 参照。

1-3-2 「自由銀行業」論の人為性

こうした論理的順序の取り違えはまた、ハイエクが民間通貨なら自発的に受領され、政府貨幣はつねに受領を強制される、と捉えていることと深く関係する。たとえばハイエクは次のように記している。

「政府によって初めて貨幣が存在し創造されたかのような迷信，貨幣はだれかによって『発明』されたという迷信は，貨幣は計画されたものではなく，社会進化の過程で『自生的に生成したもの』という理解によって打ち破られる」(29)。

しかし、法貨こそは、政府による「追認・補完」も含めてそれ自体が、公衆によって望まれ「自生したもの」であり、一方的に政府から押しつけられたものではない。政府と公衆はいわば共軛関係にある。任意の契約を自由に当事者たちが実行することを、第三者が強権的に「支払手段」を設定することで、阻害することはたしかに問題であるが、法貨における「流通手段」の単一性は別の意味で必然である。メンガーもまたこれを認めているはずである(34)。

ハイエク自身も他方で認めるように⁽¹⁾，法貨は公衆が求めたものであり，自生的なも

のである〔民間通貨→法貨〕。ところが、ハイエクにおいては民間通貨の方が法貨より信頼性が高いという転倒した見方がしめされる〔民間通貨←法貨〕。こうした転倒した見方の背景には政府の特権こそが法貨制度を基礎づけているという「政府＝法貨一体観」がある〔民間通貨→（政府・強制）→法貨〕。したがって政府特権が批判に曝される際には、後続の法貨への過程も遮断され、逆に民間通貨←法貨という逆立した過程が示されるわけである。

ところが、こうした「政府＝法貨一体観」は、ハイエクの眼目が貨幣発行の独占権と法貨規定を付与する特権とを併せて政府から奪うことある以上、政府の特権こそが中央銀行制度を基礎づけている、という「政府＝中央銀行一体観」⁽²⁾にまで発展せざるをえない〔私的銀行信用→（政府・強権）→中央銀行信用〕。したがってここでもまた、商業銀行の競争の中から「自生的」に中央銀行がはじき出されてくるという信用関係の内的な必然性〔商業信用→私的銀行信用→中央銀行信用→（政府・追認）→国民的信用〕が理解されず、逆に私的銀行通貨の方が中央銀行通貨よりも信頼性が高いという、転倒した捉え方〔私的銀行信用←中央銀行信用〕が示されるのである。

こうした事情は、自由市場の導入によって管理の必要性が取り除かれるどころか、システムの自由な作用を保証するために逆にその範囲が拡大したのに対して、自由放任は国家による計画によって逆に可能になったという、かつてポランニーが述べた逆説を思い併せるとき、まことに示唆深いものがある。つまりハイエクの「自由銀行業」論は、その意図に反してかなり「計画的」であり、その導入に際しては「人為」をもってするほかはない、ということが予想されるのである。

そればかりか、国家が関わるものは全て強権であるというこの平板な捉え方は、貨幣流通、信用流通それぞれにおける階層性の次序を転倒するのみならず、市場に対する国家の関与の多様性を封殺することの副産物として、信用という独自の領域が貨幣から進化してくることを無視し、信用を貨幣に埋没させて捉えることにさえ繋がるのである。つまり商業信用から中央銀行信用にいたるまでの「自生的」な信用の展開のうちには、私的債務の先行的貸付を通じた信用創造の発展過程（手形→銀行券→預金通貨）と、信用創造を規制する裁量的管理の発展過程が必然化し、この信用創造の発動と規制を通してこそ市場と生産との動的作用・反作用関係も現実化するるのであるが、ハイエクにおいてはこの過程が見事に抜け落ちるために、〔私的銀行信用←中央銀行信用〕の次序が〔私的貨幣←法貨〕の次序に重ね合わされ、信用貨幣の形態的特質が探られないままに終わる。ハイエクにおい

て信用創造が軽視ないし敵対視され、寄生通貨たる預金通貨も100%準備によって規制され、貨幣という貨幣が実物に裏付けられて理解されてしまうのは、こうした事情による。

(1) ハイエクには、歴史的に初期においては、単一の容易に識別可能な貨幣が大いに役立つ、単一の同品質の貨幣の専一的利用によって競争および市場の発展が大いに助長されたであろう(10)という認識がある。しかし貨幣発行に関わる政府の機能がもはやある金属片の重量および純度を単に証明するという機能ではなく、発行されるべき貨幣量を計画的に決定することを含むようになって以来、政府はこの任務に全く不適当なものとなってしまった(15)という。

(2) 吉沢法生氏は、この「政府・中央銀行一体観」は、マルクス派の中でも根強いために、時として「法貨」や「中央銀行」は説けない、という主張につながることもある、という。

1.3.3 “理念”としての「自由銀行業」

ハイエクは、民間発券機関のあいだの競争を提案するにあたって、それに寄せられるであろうありうべき「疑問」をあらかじめ自ら設定し、これに答えようとしている。たとえば「重要な疑問」として、「大部分の人々が個々に使用を好む種類の貨幣が、同様に他のすべての人々の望みに最も役立つものであるのかどうか」という問いを設定し、これに対して、「必ずしもそうはならない」として「私」と「公」との論理的なズレを認識する。しかしそのあとで「人々の苦心の成否は、それらが用いる貨幣だけではなく他の人々が用いる貨幣からの影響にも依存している」(58)として「私」の論理のうちすでに「公」の論理が芽生えている、ということが示唆される。この「疑問」には「明確な考えが必要である」にもかかわらず、いまの場合は問題になるとは思わない、として曖昧にされるが、しばらくして「模倣」という言葉の明示により、立ち入って分析されることになる。

ハイエクによれば、「良い貨幣が公衆によって選択される過程」はわれわれが経験上の知識をほとんどもたない問題なので「推論」を駆使するしかないが、それによれば、

「大部分の経済理論が構成され、一般に後からの経験によって確認され結論に達する。もちろん人々が新しい状況においてすぐに合理的に行動するだろうと考えることはできない。しかし洞察によらなくても、人々は間もなく最もうまくいった例についての経

験と模倣によって、どんな行動が彼らの利益に最もよく役立つかということを知り学ぶであろう」(81)。

というのである。しかし、「普及するであろう通貨というのは、成功をたすけられ、そしてその結果他人に模倣される人々によって選好された通貨なのである」(85)という認識が示されていることからわかるように、ハイエクにおいては「模倣」は「合理的選択」の枠内にあるものなのであり、はじめは「洞察」を期待できなくても、「うまくやっている他人」の「模倣」を介することによってこそ、人々を「洞察」に導き入れることが可能である、と考えられているのである。しかし「模倣」を通じて人々は「洞察」に赴くであろうか。「模倣」は結局のところ「模倣」にのみ終始するのではあるまいか。「模倣」の効用は「洞察」を省き、個々の選択をはじめから行わなくて済むようにすることこそあるはずである。そうであるならば、模倣によって公衆の通貨選択が促進されるというよりは却って、「他人が受け取るから受け取る」という原理を介し、模倣によって貨幣の単一化がいや増すことになるはずである。

「模倣」を「通貨競合」の補強要因とするハイエクのこの考え方はしかし、その後微妙な屈折をとげているように思われる。そしてこれは、ハイエクが『貨幣の非国有化論』を改訂して新たに「第二版」を書かしめるに到る程に重要な論点になっているようなのである。たとえばハイエクは第二版序文(1977年)で次のようにいう。

「実は二つの異なった種類の競争を明確に区別することが、とても重要であるように思えるのだ。第一は、広く使われている一つの価値基準…が一般に受け入れられるようになるような競争であり、第二は、特定の呼称をもった通貨について公衆の信頼をうるための競争に関するものである。今回私は第24章のやや長い挿入箇所ですら初め(第1版)には予測できなかった最も重要な可能性の高い結果の一つについて述べている」(viii)

つまりここでは、受け取る「公衆」の側ではなく発行する「銀行」の側に論理がスライドしてはいるが、「模倣」と「洞察」が、「第一の競争」と「第二の競争」とに分けられて認識されているのである。つまり「多くの発券銀行は、…公衆の利益となるように競争しているにもかかわらず、これらの銀行が基礎としているのと同じ商品基礎が競争によって広く使われるようになるかもしれない」(189)という「第一版では考慮しなかった一つ

の可能性」ができてしまうのである。

自由銀行業に移行したところで、またぞろ模倣を通じて貨幣は単一化してしまう（競争のふたつの意味）。だから、ここではもはや、ハイエクは貨幣流通に関する階層原理の逆立像を正立した順序に是正し、通貨競合論の反動性を自覚しえたといわなければならない。しかしその後でも、それを提唱し続けざるを得ないその背景には、性懲りもなく起こる貨幣の単一化に不可避の厄災を重大視する視角がある。

たとえばハイエクは、中央銀行の全廃を当初から主張しつづけてきたわけではなかった。現行制度のもとでは、総貨幣量に関する責任が致命的な仕方で分割されてしまっており、そのためだれも総貨幣量を規制する立場にいないという奇妙な制度に陥ってしまっている。そうした中で中央銀行が貨幣供給量に関するルールを機械的に遵守することは、他方で分散した準備体制の欠陥を補うために流動性危機を回避しなければならない、という要請とのあいだで齟齬を来してしまう。そうしたジレンマを回避するためにも中央銀行が裁量を発揮しなければならない、とハイエクは初期の『貨幣国家主義と国際的安定性』で述べ、それはまた『貨幣の非国有化論』でさえ示唆されているのである。だからまたハイエクは「通貨の選択」では次のように述べることになる。「危険であり、斥けられるべきなのは、政府の貨幣発行権ではない、そうではなくて発行の独占権なのであり、公衆がそれを使用しある特定の価格で受け取ることを強制する権力の方なのである」（16）。

そこでは国民通貨の過剰発行を回避するために、国民通貨間の競争こそが解決の糸口を与えるであろうと考えられていた限りにおいて、中央銀行の裁量と、中央銀行券の存在は前提さしていたといってよい。それにもかかわらずハイエクは、中央銀行が存在しつづける以上、たえず過剰な貨幣拡張に発展しようとする傾向は取り除けないと、中央銀行制度そのものに対する絶望を自覚するにいたるわけである。

しかし、そうであれば、より現実的な改革案として、中央銀行を徐々に排除していけばよいわけであり、また「設計主義」の排除というハイエクの従来からの主張を考慮に入れればなおさらのこと、「通貨競合論」ではなく「貨幣の非国有化論」こそが本書のタイトルとして相応しいはずである⁽¹⁾。実際ハイエクもそうしているのであるが、しかしハイエクとしてはやはり「通貨競合論」という意味合いを濃厚に込めているのである。有害なあらゆる規制を撤廃する絶えざる否定の運動（非国有化）こそが「最善の策」であるが、ハイエクが冒頭に掲げたシェイクスピアの言葉どおり「絶望的な病気は非常手段でもって救うより他にまったく方法はない」のであってみれば、ドラスティックな「通貨競合論」

への移行を通した一挙的解決も止むなしという認識がハイエクにはあるからである。

貨幣流通に関する階層原理が緊密に組織され、第二階の慣習の異常が即座に第一階の慣習の復位を引き寄せ、いわば「グレシャムの法則」から「撰銭の原理」への復帰が「自生的に」達成されるのであれば、「通貨競合論」を外的に対置する必要すらないであろう。しかしこの階層原理の関係が弛緩し、復元力を麻痺させたまま、一方的に第二階の慣習にもとづく過剰発行が惰性化するならば、意図的に「撰銭の原理」を再導入してくる必要は少なくともある道理であろう。その埒内ではハイエクの「通貨競合論」も現実的な意味合いを帯びるのである。

ただ、かつてハイエク自身も認識したように、通貨発行権が分権化、あるいは意図的に分権化されることによって、通貨供給量に関する責任の所在が却って曖昧になるのではないか、という問題、さらにその奥に潜む、公衆が貨幣をいかに把握しているのか、あるいはハイエクのいうように把握するようになるのか、という貨幣の本質に関する問題は、依然として残されたままなのである。

いずれにせよ「通貨競合論」は「次善の策」であると認識しうる程度にはハイエクはナイーブではない。「通貨競合論」はハイエクにおいて「統整的理念」（カント）として作用しつづけるものなのである⁽²⁾。

⁽¹⁾ ハイエクの次のような認識が銘記されるべきであろう。「まったく新しい貨幣制度を『構築する』という私の提案は、私の一般的な哲学上の立場と対立するものであるといわれてきた。しかし、新しい制度を立案しようとする願いほど私の考えに反したものはない。私が提案していることは、ただ長い間にわたり望ましい貨幣制度の進化を阻害してきた現存の障害を取り除くということだけである。…自由な制度と規制された制度との間の相違は、前者においては、より良い着想をもった人々がそれらが模倣されることによって発展を決定し、後者においては、権力をもった人々の着想や願望のみが進化を形成することを許されているということである」（200）。ハイエクはこのあと「自由はつねに新たな危険を生み出す」ものであるが、「私はこのような危険をここで考察してきた分野において喜んで冒すであろう」とも述べている。

⁽²⁾ ハイエクは、最晩年においては「通貨競合論」の現実性に懐疑的になり、再度「商品準備制度」を提唱するにいたっている。それは「通貨競合論」の理念性を自覚していればこそというべきであろう。

参考文献

- ①バジョット『ロンバード街』，宇野弘蔵訳，岩波文庫，1940年.
- ②フランケル『貨幣の哲学』，吉沢英成監訳，文真堂，1984年.
- ③Charles Goodhart, *The Evolution of Central Banks*, MIT Press, 1988.
- ④ハイエク『価格と生産』（ハイエク全集1）谷口洋志他訳，春秋社，1988年.
- ⑤ハイエク『貨幣理論と景気循環』（ハイエク全集1）古賀勝次郎訳，春秋社，1988年.
- ⑥F. A. Hayek, *Monetary Nationalism and International Stability*, Longmans Green, 1937.
- ⑦ハイエク『個人主義と経済秩序』（ハイエク全集3）嘉治元郎他訳，春秋社，1990年.
- ⑧ハイエク『科学による反革命－理性の濫用』佐藤茂行訳，木鐸社，1979年.
- ⑨F. A. Hayek, "Choice in Currency", *The Institute of Economic Affairs*, Occasional Paper 48, 1976a.
- ⑩F. A. Hayek, *Denationalisation of Money*, Institute of Economic Affairs, 1976b.
- ⑪ハイエク『貨幣発行自由化論』第二版，川口慎二訳，東洋経済，1988年.
- ⑫B. Klein, "The Competitive Supply of Money", *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol. 6, No. 4.
- ⑬マルクス『資本論』岡崎次郎訳，国民文庫，1972年.
- ⑭メンガー『一般理論経済学』2 八木紀一郎他訳，みすず書房，1984年.
- ⑮A. スミス『国富論』大河内一男監訳，中公文庫，1978年.
- ⑯Vera C. Smith, *The Rationale of Central Banking*, P. S. King and Son, 1936.
- ⑰丹後愛二郎『貨幣選択の原理』廣文社，1963年.
- ⑱堀内昭義「制度資本としての『信用秩序』」宇沢弘文他編『制度資本の経済学』東大出版会，1995年.
- ⑲山口重克『経済原論講義』東大出版会，1985年.
- ⑳山本孝之「『形容詞』としての貨幣」『現代思想』青土社，1991年12月.
- ㉑吉沢法生「ケインジアンとマネタリスト」鈴木芳徳編『現代金融論』文真堂，1990年.